

国自総第24号

国自旅第10号

平成14年4月17日

一部改正 平成16年6月30日

一部改正 平成18年9月15日

一部改正 平成19年5月 1日

一部改正 平成20年6月13日

近畿運輸局長 殿

自動車交通局長

道路運送法第27条第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確保命令の発動基準について（抄）

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第28条第2項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、本基準は、平成14年4月17日以降に法第28条第1項に基づき旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）に規定された輸送の安全の確保に関する事項に係る違反（以下「輸送の安全確保に関する違反」という。）又は旅客の利便の確保に関する事項に係る違反（以下「旅客の利便確保に関する違反」という。）により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。

記

1. 法第27条第2項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(7) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の**特定**指定地域内に**営業所を有する**一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）の業務上の行為により運輸規則上の輸送の安全確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。

2. 法第27条第2項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(3) **タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の特定指定地域内に営業所を有する個人タクシー事業者が**業務上の行為により運輸規則上の旅客の利便確保に関する違反で文書警告以上の行政

処分等を行った場合。

(4) 1. (8)、(9)又は(10)に該当する場合

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3. 及び4. に定めるもののほか、以下のとおりとする。

(3) 1. (7)及び2. (3)の場合は、(1)にかかわらず、**期限を定めて適正化実施機関が行う講習を受けるべき旨の命令を発動するものとし、当該期限までに講習を受けない場合には、命令違反として取り扱うものとする。**

附 則（平成16年6月30日 国自総第137号、国自旅第74号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。

2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自総第281号、国自旅第129号、国自整第83号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。

2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日 国自総第39号、国自旅第16号、国自整第12号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。

2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年6月13日 国自安第34号、国自旅第93号、国自整第46号の2 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。

2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。